

函館市漁業研修受講費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、漁業後継者などの漁業就業を促進するため、漁業に必要な知識と技術の習得、就業後において必要となる資格取得が可能な研修の受講費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修所 北海道立漁業研修所条例（平成8年北海道条例第40号）に基づき北海道が設置する北海道立漁業研修所とする。
- (2) 研修 研修所において行われる総合研修（総合コース）とする。
- (3) 受講料等 研修に要する研修受講料、宿泊施設使用料および研修経費とする。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、市内に住所を有する者で、かつ、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 前条に掲げる研修を修了した者
- (2) 本市の市税に滞納がない者
- (3) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第15号）に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が北海道および研修所に支払った受講料等とする。ただし、研修の受講にあたり他の補助金または助成金等の交付を受ける場合は、当該補助金または助成金等の額を控除した額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額または30万円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、研修を修了した日の属する年度内に、補助金交付申請書（別記第1号様式）のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 研修の修了証書の写し

(2) 研修所に提出した身上調書および函館市内に所在する漁業協同組合の推薦書の写し

(3) 北海道および研修所が発行した領収書等の写し

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 補助金は、補助金を交付することと決定した日の属する月の翌月末日までに交付するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

年度補助金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所
氏名

補助事業名 函館市漁業研修受講費補助事業

上記の補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市漁業研修受講費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、私の所得の状況および市税の納入の状況について調査を行うことを了承します。

記

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 研修修了日 | 年 月 日 |
| 2 | 補助対象経費 | 円 |
| 3 | 補助金交付申請額 | 円 |

別記第 2 号様式（第 7 条関係）

年度補助金交付決定通知書

函 農 水
年 月 日

様

函館市長 印

補助事業名 函館市漁業研修受講費補助事業

年 月 日付けで申請のあった上記補助事業に係る補助金の
交付については、内容審査の結果、下記のとおり決定したので、函館市漁業
研修受講費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 円